

平成 27 年度第 1 回三重県社会福祉審議会 議事概要

日時：平成 27 年 10 月 13 日（火）13：30～15：30

場所：三重県合同ビル G301 会議室

【出席委員（敬称略） 16 名】

渥美秀人、石田成生、井村正勝、木下美佐子、久留原進、佐藤ゆかり、
中野喜美、西宮勝子、平松俊範、藤谷俊文、南出光章、宮崎つた子、
宮本佳宥

【審議事項】

（1）「三重県民カビジョン」第二次行動計画（中間案）について

<資料に基づき事務局から説明>

<質問・意見>

○佐藤委員：

3 点に絞って意見を述べさせていただきます。

1 点目は、P17「支え合いの福祉づくり」の現状と課題の最後の部分について、「戦後生まれの世代が人口の大部分を占めるようになってきているため、平和への想いを次世代に継承していく必要があります」という表現があるが、まず、なぜこれが福祉施策に位置づけられているかが疑問に感じた。P19 では、遺族会中心の表現になっており、目標は「追悼式などへの戦没者の孫や曾孫の参加者数」となっているが、これが福祉施策になるのか疑問である。平和を次世代に伝えるなら戦没者の子孫に限らず、広く県民に啓発できるようなものにした方が良いのではないかと思う。P30 の表を見ると、旧計画は、「戦傷病者等の支援」となっているが、新計画では「戦没者遺族等の支援」に変更されている。これは戦傷病者の方が亡くなっていくのでこれを変更したのではないかと推測するが、たとえ人数は少なくなっても、戦傷病者の方々はゼロではないので、その支援ということで施策を継続していった方が、福祉施策に綺麗に収まるのではないかと思う。

2 点目は、P21 少子化対策の新しい豊かさ、協創の視点という部分に「社会の宝」「私たちの未来である子ども」との記述があるが、「社会の宝」「私たちの未来」という冠は不要なのではないか。子どもはそのままの子どもで良いのでないか。ともすると「社会の宝」が「国家の宝」に変わり、「私たちの未来」が「私たちの年金を払ってくれる人」に読み替えられる恐れがある、子どもに余計な重荷を背負わせてはいけないのではないかと思う。

最後に、P23 現状と課題の部分で、未婚者の結婚していない理由を出逢いの機会が少なさに絞っているが、例えば、国の出生動向基本調査をみると、対

象者の雇用形態や独身のメリットといった理由も見られる。なぜ出逢いだけに絞って施策を押し進めていくのか疑問である。福祉部門以外のところで対応されているのか。

○事務局（山岡課長）：

戦没者遺族等の支援については、P19 記載の基本事業では、戦没者の方々への追悼事業、例えば県の慰霊式や全国の戦没者追悼式への派遣といった慰霊事業とあわせて、戦没者遺族や戦傷病者に必要な支援を行っている。この施策は、厚生労働省社会援護局が所管する仕事で、戦没者遺族は非常に少なくなっているが、戦没者の妻、遺児の方々への給付金等の事務を県の方でもやらせていただいている。戦傷病者は戦後 70 年が経ち、県内で数名程度にまで減っているが、そういう方への医療費の支援、補装具の支給等の国の事務などをやらせていただいている。戦没者遺族等の支援ということが、福祉社会づくりの施策にあるというのはなぜかという点については、このように犠牲になられたの方々への支援も含めて戦傷病者の方に対しても色々な福祉的な支援であるため、この施策での位置づけとなる。

広く県民へという点については、例えば、今年戦後 70 周年であり、例年、夏に県戦没者追悼式をやらせていただいているが、それにあわせて「平和のつどい」という催しをやらせていただいた。一般県民の方にもずいぶん参加いただいた。今までは、確かに遺族の方々に慰霊事業をしていただくものであったが、今後、県の追悼式は遺族以外の参加も可能としたいと考えている。

そういう取り組みの中で、数値目標を何にするかと色々考えた時に、戦没者遺族等の方々への給付金の支給や、戦傷病者の方々への支援などについては数値目標として掲げることが難しいため、慰霊事業への参加者数を検討したが、戦後生まれの方が県人口の 8 割になっているので、戦争の悲惨さや平和の大切さを次世代に引き継いでいくことが重要と考え、慰霊式の事業の中で、そういった次世代の遺族の参加者数を掲げて数値目標とさせていただいているので、ご理解いただきたい。

○事務局（藤川課長）：

残りの二つの点について答弁させていただく。P21 の「社会の宝」「私たちの未来」という部分で、子どもにそういうことを託すものではないという意見であるが、決して我々はそのようなことを考えているわけではない。地域で子供の育ちを見守っていくとか育てていくことに関して、やはり地域に子どもたちがいる、それこそが社会の宝であるという想いもあり、また、やはり次代を担っていただく子どもたちを育てていくということ自体が私たちの未来になるんじゃないかと。タスキリレーをしていくという社会的な観念でこのような言葉を使っている。一方で、感覚的なお話としては理解させていただいており、誤った理解がないように今後とも普及啓発に努めていきたい。

もう一つご指摘の P23 の結婚支援の部分については、我々もデータとして把握している経済的な問題、これはよく言われているように、お金がないとなかなか結婚できないという事情、あるいはそのほかの事情等も十分理解しているが、「希望がかなうみえ子どもスマイルプラン」では、ライフステージごとの取り組み方向として、第2節の「若者/結婚」というところで紐づけている。スマイルプランでは、委員のご指摘の通り、若者の雇用対策というところも一つ大きなテーマとしており、重点目標として位置づけている。たまたま整理上、この行動計画は、どちらかに事業を置く必要があるというテクニカルな問題があり、このように整理しているが、結婚支援を担当している当課としては、経済的な問題とかそれ以外の様々な結婚ができない理由に対して、どのように対応していくか常々考えながら事業を進めているので、ご理解をお願いしたい。

○佐藤委員：

P19 の数値目標を検討していただきたいと思うがどうか。

○事務局（宮川次長）：

数値目標は現在検討しているところであるが、数値目標は県が汗をかき、県が努力したら数値が増えていくことを設定しないといけない、ということが基本になっており、県の頑張りを表すものについて、どういう風に数値をたてるかという点を検討していくので、ご理解をお願いしたい。

○中野委員：

P13 の障がい者の自立と共生について、障がい者の就労支援とか就労をさせてもらう努力はとても感謝している。私の息子も委託訓練を通じて就労が実現し社会参加している。現在は車社会であり、ほとんどの方が車で出勤するが、息子は知的障害が併せてあり、公共交通機関を使わなくてはならない。車で30分くらいのところを、3倍以上の時間をかけて通勤している。体力のない障がい者はそれで諦めざるを得ないということもあるが、P10 の下の方に「公共交通の確保と活用」というのもあるので、もう少し一般の人たちも公共交通機関を使っただくと、バスや電車の本数も増え、障がい者にも優しい公共交通機関になるということもあると思う。

また、皆さん車で出勤されるので、会社の制服に着替える必要がない。そのためロッカールームや着替える場所がないということがある。障がい者の雇用を促進していただくには、そういう視点からもお考えいただきたい。

○事務局（宮川次長）：

障がい者の雇用については、企業側からの障がい者の雇用は雇用経済部が担

当しており、専門の担当官やチームもある。私どもの福祉の方は障がい者の側からの就労支援ということに取り組んでいる。それぞれ連携して取り組んでいるが、通勤・通学の問題については、移動支援というサービスがあり、これの充実をしていくということがある。また、市町では福祉タクシーをやっており、また、バスの支援もあるが、委員からお話いただいたので、移動支援の充実ということも検討していきたいと考えている。

○井村委員長：

ロッカールームの設置について、制服への着替えは、日常の服から替えないと衛生上など色々な問題がある。家から制服を着てくるというのは分かりにくいですが、会社に行ってロッカールームで私服から制服に替えることは衛生上の問題ではないか、というつもりでいたが、現状がそうであるなら、そういう状況もあると理解した。

○中野委員：

食べ物関係でないと、そういう会社がある。息子は作業着でバスに乗って通勤している。

○事務局（宮川次長）：

本日いただいた意見については、雇用経済部の方にも伝えたい。

○井村委員長：

現状ではやむを得ないことだろうと思うが、現状を知る機会がないのではと思うことがある。実際、現状を見ると過去に学んだこととは全然違うことがあり、びっくりする。先日も子どもを育てているところを拝見したが、子どもがいきいきしていて、20～30人のグループで逆立ちして歩いていた。グループホームでも、部屋の設計が随分変わってきているなど感じることもある。我々としても現状を知っていただけるように先ほどのようなご意見をいただいたり、情報のやりとりが必要ではないか。何かのチャンスに現状を見ていただければありがたいと思う。

○平松委員：

この三重県民力ビジョン第二次行動計画の「守る・創る・拓く」は、私たちが生活していく上で非常に重要なことばかりである。当然これらの施策については国の意向もあれば、県と市町が連携して初めて私たちの生活が守られたり、あるいは夢や希望が叶えられる。どの問題についてということではなく、我々が生活する中で、県と市町がどうやって連携をとっていくかについて、どのように進めていくかお聞かせいただきたい。

○事務局（坂三課長）：

委員のおっしゃる通り、行動計画では、各関係団体、市町、それだけではなく県民の皆さんと共同して作り上げていくというのは大事な視点だと位置づけをしている。そのため、先ほどから各施策の説明のところに、「新しい豊かさ・協創の視点」というところで、その視点を全ての施策について、今回の行動計画では記載させていただいている。協創の視点については、市町との連携、それから各団体との連携、NPOとの連携、県民との連携、皆様と一緒に協創していくと、作り上げていくという風な視点をここで書かせていただいております、それぞれの施策がそれぞれの施策の特徴を踏まえた上でどのように協創して作り上げていくかという点を記載している。

もう一つ、青い冊子の P19 をご覧いただくと、3つの丸がローリングするような形で書いてある図が示されている。このところに「精神的な豊かさ」「経済的な豊かさ」「社会のシステムへの繋がり」の豊かさ」と、まさしくこの繋がり、豊かさというの、県民の皆さんが行政との繋がりを持って豊かさを感じられると、この3つがうまく重なり合いながら新しい豊かさに発展していくのだと記載している。その「協創の視点」「新しい豊かさの視点」が全ての施策に反映できるように、我々は行動計画を作り上げている。それぞれの施策の説明ではないが、全体の考え方としてはこのような考え方である。

○平松委員：

市町、国との連携をとっていただくことが次の時代を作る新しい行政だと思う。もちろん行政だけに頼るのではなくて、我々県民としても問題を起こすようなことがないように、一県民として手本となるように心がけ、互いに協力し合いながらやっていきたいと思うので、よろしくお願ひしたい。

○木下委員：

自分の活動の中で小学校の方に、ユニバーサルデザインや皆が住みよい街づくりとはなんだというテーマで体験を通した話をしに行くが、学校ばかりではなく社会全体が多様性になっていると感じている。本当に一人ずつ違うと思う。これをどうやって一人ずつ尊重していくということに繋げていくかが課題である。日本は割と和をもって尊しとし、右見て左見て、同じことで顔を合わせながら、手を挙げたり挙げなかったりという感じである。ちょっと変わった普通の人、これはよく発達障害と言われるが、見た目で障害が分かったり、明らかにという方々はこれまでもフォローされてきたし、分かりやすいが、見た目は普通でもちょっと違うなという子どもや大人を受け入れていく社会ができていかないと、明るい未来が描けないのではないかと、危惧すると同時に自分に何ができるのか考えている。多様性と簡単に言うが、一人ずつを全部違うという風に取り組むのは不可能である。P21 で紹介があったが、現状をふまえた上で変える、こういう柔軟性もとても大事である。何

が言いたいかという、一生懸命考えて下さる方々ほど上から目線で現状をきちんと把握したつもりになって、いろんなことをして下さるが、やはり一人ずつ聞いていくと、ちょっと違う。障がいを持っていても見た目で見えない子が学校現場で一緒に他の子供たちとして学んでいる状況を見て、多様性、一人ずつ違ってこそ素晴らしいということを実感していくために、どういう風にワークしていくかを模索している。言葉では皆知っているが、まだ皆と同じでなくてはいけないと思っており、大人もそういう考え方がまだある。こういう施策の中では急な変化は無理だと思うが、少しずつ違いを認めていくような、そういう部分の施策がこれからは必要である。多様性を認めていく社会になって欲しい。持っている物差しがずいぶん違うので、そういうところが反映されるような施策になっていって欲しい。いま、具体的にこうだというものを、ここの中からは拾いきれないが、ダイバーシティという言葉もあるが、ごちゃまぜ社会をもっと施策の中で活かしていただきたい。そのためには現状を知って、現状を抱えている方たちの声をもっと拾っていただきたい。

国だ、県だ、市だ、町だという所はとても大事だと思うが、お願いしたいのは、あまり上を見て施策をするのではなくて、地域性、障がいも違うし、一人ずつの想いも違うし、介護も違うといった気持ちを面倒くさいと思わずに拾っていっていただきたい。これは時間も手間もかかるが、そういう根気が住民にも必要であり、行政にも必要だと思う。そこをお聞きしたい。

○事務局（宮川次長）：

例えば私どもの長寿のプランは3年に1回変えている。障がいの計画も3年に1回、ユニバーサルデザインは4年に1回である。時代が変化していく中で、昔は10年という計画も多々あったが、最近の一つの計画について短くなってきており、それぐらい時代が変化しているので、それに対応するために、今委員がおっしゃったような形で、3年ごとにどんどん変えている。今回の計画も4年で変えていく。社会がどんどん変化していく中で対応していきけるような形で計画も策定していくように考えている。

○渥美委員：

P11の施策122介護人材の育成について、現状と課題のところ、介護従事者の確保が課題となっている。あわせて特別養護老人ホームの入所待機者の解消を進めるということが記載されている。実際に新しい特別養護老人ホームはいくつか建っているが、できて1年経っても、介護職が雇い切れていないという現状があり、定員80名のところ50名しか受け入れられないという大変厳しい現状が今も続いている。それで介護職員の処遇改善の加算が介護給付金の中で加算されている。実際の介護の現場は女性が多く、特に夫の扶養の範囲内で働いている方もかなり多い。ある訪問介護事業所からの話で

あるが、処遇改善いただくのは非常にありがたいが、今まで月 100 時間働いていただいた方が処遇改善によって 70 時間しか働けないと。それは、処遇改善により給料が上がるので、その時間が夫の扶養の範囲を出てしまい、11 月 12 月はほとんど働いてもらえない、という話である。今後、団塊の世代の方々が後期高齢者に移行するとき、介護職員は非常事態宣言だと思う。そんな時に P12 に書かれている、介護職の補佐、高齢者の方がそこへお手伝いしていただくという施策も最近聞いたことがあるが、何か働いている主婦層の方々がもう少し働けるという抜本的なことがないと、労働環境の向上を目指しても、こういう問題は改善できないのかなと思う。例えば介護職の方の扶養控除の上限を上げるとか、そんな抜本的な改革をしないと、日本はどうなってしまうのだろう、介護職の方がいなくなってしまうのではないかと危惧している。

○事務局（宮川次長）：

国全体の制度をどうするかという話である。それをどうするかは、県としては国への提言活動が春と秋に定期的であり、県民の皆さんや色々な方々、関係者、有識者からいただいた意見について、なるほどという話があれば財政面もあるが、国へ提言している。これは知事がトップになる場合もあれば、部長がトップになる場合もある。そういう国の制度に関することは、その仕組みの中でやっている。

介護人材の確保について、県としてやらなくてはならないことが今回の行動計画に書いてあるが、元気な高齢者など未経験者の参入促進といったこともやっており、地域包括ケアシステムの中にもあり、老人クラブの方にもお願いもしているが、元気な高齢者の方に担い手になっていただく施策を進めていかないといけない。現在、モデル事業として民間提案いただいた介護助手という制度も知事の政策集にも載っており、介護の専門性の部分を補うために、ベッドメイクとか掃除とか、専門職でなくてもやれる部分を介護助手の方にやっていただく試みもやっており、潜在的な介護福祉士の方にもう一度現場へ復帰していただくとか、またシニア世代の方にも研修を受けていただく施策を県としては進めており、国全体に関わることに关しては提言活動をしている。

○井村委員長：

確か時給千円とかいう広告がでていたが、その介護助手の件か。

○事務局（宮川次長）：

それはおそらく民間でやっていただいている、今年度初の試みの件である。

○井村委員長：

もう募集されてから何か月か経つのか。

○事務局（宮川次長）：

県内 9 か所で研修をやっていただいている。民間提案ということで申請書をいただいております、今協議をしているところである。

○井村委員長：

反応はどうか。

○事務局（宮川次長）：

大変好感触であるということは聞いている。モデルであるので、研修については 220 人くらいから申し込みがあったということである。どれだけ実働になるかはこれからである。

○井村委員長：

県の補助金とかは出ているのか。

○事務局（宮川次長）：

消費税を財源とした医療介護の基金事業として、民間提案いただき、国の方に協議して交付決定を受けて出すことになる。

○事務局（山岡課長）：

補足させていただく。各施設の運営に要する介護職の給料は補助対象とならないが、そういう方たちを募集して研修する部分に対して補助をさせていただいております、給料そのものに対してはそれぞれの施設の方でおやりいただくということになっている。

○井村委員長：

何か理由があるのか。

○事務局（山岡課長）：

これは医療介護総合確保基金で、消費税の増税分を財源に国から各県に交付され、その基金から民間事業者の方に補助するものであるが、そういう介護職員の方々を雇った時の人件費は国の補助の対象にならないとされている。

○事務局（宮川次長）：

簡単に申し上げると、特養とか老健で働いていただいたら、介護報酬の中で人件費を払うことになっており、特養とか老健の介護報酬も得てこの補助金も得るとなると二重になるので、人件費は施設の本来の介護報酬で払って

いただくことになる。

○西宮委員：

P11 に今議論の介護基盤整備と人材の育成確保の一番下に、認知症のことが記載されている。全体の中で認知症のことが書かれているのはここだけと思う。500万人とか700万人になる認知症の方の対策として色々書かれているが、P12 では、数値目標としては認知症サポーターを養成することが書かれている。認知症サポーターはもうだいぶ養成しているのかなと思う。企業でも認知症サポーターへの取組をすすめ、若いサポーターをたくさん持っているが、じゃあ何をしているのかという時に、現実にはそういう方を見かけても、手も足も出なかったりということもあるのかなと思う。サポーターをどのように活用するのかというところが、施策としてまだあまりないのかなと思う。シニアの方たちを地域包括ケアシステムの中で活用することが言われているが、こうしたサポーターの方を養成したら、そういう人達を本当に活用して、どのように施策の中に巻き込んでいくということも大事である。

○事務局（中村課長）：

おっしゃられるように、県内の認知症サポーターの方は約11万人を超えるほど養成が進んでいる。まずは認知症のことを理解していただくということで、特別な支援ではなく困ったときに声をかけてもらうとか、できる範囲でやってくださいということで養成を始めた。ご意見のとおり、もう一步先に進んだ支援をなんとかできないかということで、例えば玉城町では、通院に一緒についていってもらったりとか、話し相手になってもらうとか、もう一段進んだ支援の活動をしている市町も出てきている。県としても地域でもう一步進んだ支援の手が差し伸べられないか検討中である。皆さんの力を借りて認知症を地域で支えるような体制づくりを進めていきたいと思っている。

○宮崎委員：

全体で同じことが何か所か言われているが、P11 の認知症高齢者の増加が見込まれるという部分とか、P13 の母子保健サービス等々、P16 発達支援の必要な子どもの部分も同じような感じだが、現状把握がどこまでされているのか、市町の情報を県が統括してどこまで把握されているのかということをもふまえた上での目標数値だろうか。先ほどの評価のところもあったが、どうしてもその後、評価をしていただくためにその把握と理解がずれていると、せっかく取り組みに対して次のステップに、ということがあやふやになるかと思う。中間報告ということで広く捉えてもらっているが、量的な評価と質的な評価、先ほど活用という話が出たが、そういう側面で各地域の特性を吸い上げていただいた形にし、表現とか目標数値を捉えるときに数値だけでない見えない裏側のところも是非お願いしたい。特に認知症のところでは、どこま

でを増加と見込んでいるかとか、地域包括センターの強化をどこまでを担うことを強化と捉えるのか。言葉が大きくざっくり使われているので、そこが評価のところにも影響してくると思う。特に高齢者の方と母子保健の方でも、各市町にすごく特性があるので、そこについても各市町の現状をいい形で残してそのまま県の方で支援していただけると良いと思う。

最後に質問であるが、P16の発達支援の子どもの支援のところは、おそらく後で説明があると思うが、心身発達医療センターのことかと思う。どうしても重症心身障がい児とか医療ケアが必要なお子さんというのは、医療対策の方になってしまうと思うが、同じ子どもで発達支援が必要だが、縦割りのイメージがあって、こころの部分だけがクローズアップされている気がする。

○事務局（宮川次長）：

まず、市町の現状をどのように吸い上げているのか、わかっているのかという話であるが、障がいと高齢のプランは市町もそれぞれ計画を作っており、その積み上げが県計画となっている。従って、市町の現状が29市町あり、その中でしなければならないことが県計画になって上がっている形になっている。また、障がいの方については9圏域で自立支援協議会をそれぞれの圏域で作っており、圏域としての問題も共有していただき、それもプランに載っており、そういう形で市町の現状を県として把握している。

○事務局（中澤課長）：

母子保健における現状把握については、昨年度、医療審議会のすこやか親子推進部会があり、そこで策定した「すこやか親子いきいきプランみえ」という第二次の計画の中で、市町別の乳児死亡率であるとか、虫歯のない3才児の割合であるとか、そんなデータを把握して計画を策定している。母子保健統計があり、毎年各市町からたくさんの項目について県に報告いただき、厚労省で報告する、そういう統計の中でデータ分析はしており、昨年度策定した計画に盛り込んだところである。今年度は各市町のそれぞれの強みやいろんな社会資源があるので、虫歯が多いとか少ないとか、乳児死亡が多いとか少ないとかいう傾向に対して、医療機関が多い、少ないとか、色々な社会的なファクターを含めて各市町の強みを分析し、切れ目なく全ての子育て家庭に支援ができるように進めているところである。

○事務局（丹羽課長）：

重症心身障がい児の件であるが、県としては国等との役割分担を考えており、県では自閉症児を始めとした発達障がい児と肢体不自由児を対象とした新センターを準備しているところである。重症心身障がい児については三重病院、鈴鹿病院、明和病院の3つがあり、そこと連携していきたいと考えている。新センターについては三重病院の南隣に移設させていただき、三重病

院と連携させていただきながら、発達障がい児も肢体不自由児も重複障がいの子たちが多いため、できるだけ重複障がい児にも対応できるようにしていきたいと考えている。専門人材は少ないので、国等と連携もしながらやっていきたいと考えている。

○宮本委員：

虐待について、母親からの虐待で死なせることがあるが、ある会議で医師からは「私たちはきちんとやっています」と言っていたが、虐待が増えている現状の中で「やっています」と言えるのだろうかと思う。県の計画の中でも「支援します」とあるが、支援という言葉の限度はどの程度のものか。

○事務局（栗原次長）：

P27の児童虐待の防止と社会的養護の推進のところである。例えば取り組み方法の部分の一つ目のところで「市町の児童相談体制充実の支援」、支援という言葉を使わせていただいている。児童虐待については、相談の一義的な窓口は市町の方で行うが、児童相談所があるので、専門的な児童相談の対応を県が行うよう役割分担をしている。市町の方でまだレベルアップが図られていない、体制も充実していないというところがあり、具体的には県の方からアドバイザーを送って市町の要対協といったケースを含めて関係者が議論する場があるが、そこをどうやって回していくかという話や、他には個別の具体的なケースをどうやって取り扱うかということをおアドバイザーや専門家を派遣して支援している。市町と県は上下関係ではないので、上から「こうしなさい」というのではなく、専門的な部分からの助言という形でやらせていただいている。役割分担が児童相談の場合はそうなっているので、市町のレベルアップを県の方で専門的な部分を生かしてやっていくことをやらせていただいている。

○宮本委員：

指導をするというのが支援か。

○事務局（栗原次長）：

具体的な事業としてはそういったところも支援の一つである。もう一つ連携の部分では、医療機関はまず虐待を最初に発見できる可能性のある場所であるので、医師が発見した場合、児童相談所と連携して、すぐに対応できるようにするか、そういったところの連携ということで、例えば会議を開いて児童虐待の対応への意識を共有するというのをやらせていただいている。

○宮本委員：

妊婦の方への心のケア、精神的なケアもやっているのか。

○事務局（栗原次長）：

医師会の方で様々な取組をされている中で、産婦人科の方だと思うが、妊婦に一番触れる所なので、そういうケアの事業もしていると聞いている。

○宮本委員：

項目等を作って県でチェックするとかそういう機能はないのか。

○事務局（栗原次長）：

お互いにどういうことをやっているかについては、中には県の方から委託をしてやっていただいていることもあるが、医師会独自の取り組みもあり、県の取り組みも知られていない部分もあると思うので、そういった意味も含めて今後とも連携を図っていきたいと思う。

○南出委員：

先ほど肢体不自由児、重症心身障がい児の方の部分で、P25 施策 233 の部分と関連はすると思うが、発達支援の方に関しては「適切な医療福祉、教育サービスを身近な地域において途切れることなく提供されることが求められる」とある。この部分は重症心身障がい児の場合でも置き換えられると思う。実は先日、大学の小児科の先生からあった話で、実際に地域に返した時にどこで医療が受けられるのかというのが医師の中でも困っている部分があるとのことである。大きなところで明和病院、鈴鹿病院、今回、三重病院に新しい三重県子ども発達支援センターができると思うが、その先のそこから地域に返した時に、どこの医療機関と連携をとれるのかということも施策の中で検討していただければと思うがいかがか。

○事務局（丹羽課長）：

地域に返す観点は課題だと考えており、昨年度、肢体不自由児と発達障がい児の関係で、地域の医療機関にどういった診療を行っていただいているかというアンケート調査を行った。なかなか表立って行っているという機関は少ないが、ネットワーク作りには参加できるという地域の医療機関があり、肢体不自由児・発達障がい児それぞれの分野で 25 機関程度あった。それで医師会とも相談させていただき、発達障害については、今年の 6 月に一度医師会と共催して研修会等を開催させていただいた。肢体不自由児については、今度 11 月に訪問看護とかそういったところにもご協力いただきたいということで、そういった意味で医師会や訪問看護のところと研修会をさせていただき、その中でネットワーク作りを進めようといった試みを今始めたところである。これを継続してやっていきたいと考えている。現時点ではそういった事しか情報提供できないが、そこに取り組んでいるところであることをご理解いただきたい。

【報告事項】

(2) 生活困窮者自立支援制度の実施状況について

<資料に基づき事務局から説明>

<質問・意見>

特になし。

(3) 三重県子ども心身発達医療センター（仮称）および併設する特別支援学校の整備について

<資料に基づき事務局から説明>

<質問・意見>

○井村委員長：

これは県外の方でも良いのか。

○事務局（丹羽課長）：

利用については問題ない。現在も県外からの利用の事例がある。

(4) 三重県子供の貧困対策計画（仮称）について

<資料に基づき事務局から説明>

<質問・意見>

○井村委員長：

全部が全部ではないが、保護者に問題があると思う。PTAの行事を通じて親の責任がずいぶんあると感じている。親の教育は学校ではできないので、図書館でしたらどうかと思う。図書館は年齢を問わず教育ができる、何度でも教育ができるという一つの機関であると思っている。親に対して再教育できるようなチャンスを作ることができないだろうか。偉そうな言い方で申し訳ないが、そういうスタンスではなく、親の目線、子供の目線で見ないといけないと思う。何かそんな新しいアイデアはないだろうか。

○事務局（中澤課長）：

今回の計画は就職の支援、経済的な支援も親をターゲットにした支援である。委員長がおっしゃったように親の目線、子どもの目線が両方必要だと思う。保護者の問題であるという風に捉えてしまうのではなくて、子どもを権利の主体として位置付けて、子どもをしっかりと見て対策を講じていくとして、全体としては進めていきたいと思っている。再教育は難しいと感じる。

○石田委員：

子どもの状態は全く親の責任によるところが大きく、それを社会でどうフォローしていくかというのがこれだと思う。フォローしすぎると親は自分がやらなくても社会がやってくれる、行政がやってくれる、となるとだめだと思う。どの程度かというのが難しいところだが、全くしないのもだめだし、やりすぎるのもいかなものかと思う。親の再教育は、ほとんど無理だと思う。子供は義務教育で学校へ行くというか、行かせる義務があるが、例えば親を図書館に行かせることはほとんど無理だと思し、仮に出てきていただけの方がいるのであれば、その方にはほとんど問題がないと思う。出てこない親に問題があるので、再教育には同感だが、非常に難しいと思う。親は子供のために自分を犠牲にするのが親の愛情だと思うが、子供を自立させるために自分が我慢するものだが、そうじゃない親があまりに多すぎると思う。貧困の連鎖は断ち切れれば良いが、誰が断ち切るかという親が断ち切るべきだという想いはある。瞬間的に一時的にそれを解消するのに、一つの策はいるかもしれないが、これが絶対的な答えではないと思っている。

○平松委員：

親をどうやって教育するかということだが、我々中小企業は、そういう親を雇用している。規則だけ守ってくれたら最低でも 800 円の賃金は出せるが、これはいかに会社として、ごくごく当たり前の会社の規則を守ってもらう、そしてそこから力をつける、仕事の守備範囲を増やしてもらえるかどうかだと思う。労働条件が良い会社、悪い会社があるが、働きにさえ来たら中小企業の経営者は雇用を守りたい、あるいは作業環境の悪いところであればあるほど人手が欲しいという所はたくさんあるので、まずは 30 代 40 代の方が面接に来て、何とか雇いたいという発想で貧困の一部を断ち切ることができるのではないだろうかと思っている。数人の零細企業から 20~30 人までの会社であれば雇用はできると思う。それが一つの中小企業の役割であると思う。

○宮本委員：

ある学校で PTA の総会する際に、例えば 1000 人の生徒がいたら何%の親が出てくるかということ、一桁である。いかに関心がないかということであり、それをいかに解決するかである。役員になったら出てくるそうであるが。

○井村委員長：

例えば自治会に参加してもらおうとか、自分の仕事以外の役にちょっと参加してもらおう機会があれば良いと思う。そんな所を入りにすればと思う。

○木下委員

健康づくりの方で関わっているが、低所得者の子どもの場合は朝食抜きが多い。朝食抜きが多いと能力に関係する、そういうデータが出てきている。ある地域では学校で朝食を出すというところがある。私たちが活動して健康づくりで関わっていると、子どもたちはすごく素直で「朝食はすごく大事だ」とか「ポイ捨てはやめましょう」とか「思いやり駐車場は必要としている人が止めるので親に停めないように伝えてね」と話すと「はい」と言う。親の教育も大事かもしれないが、将来を担う子供たちに関わってあげることがとても大切である。朝食抜きというところからもとても関係してくるところなので、ぜひしっかりトライしていただきたい。

○井村委員長：

県当局におかれては、本日の審議会での意見等が今後十分に県政に反映されることを希望して終了する。

～終了～